

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線及び破線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙 1 （第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 [第 1～第 20 略] 第 21 実験試験局 実験試験局（船舶レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。） [1・2 略] 3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。ただし、27MHz 帯簡易無線局の電波と同一周波数の電波を使用するものについては設備規則に規定する 26MHz 及び 27MHz 帯簡易無線局の条件に適合し、ラジオ・ブイ及びラジオ・ブイを制御するものについては、第 11 の条件に適合するものであること。 (1) 検定合格機器は、<u>当該検定の項目の範囲内、適合表示無線設備は、当該証明又は認証の項目の範囲内</u>においてこの訓令に定める基準に適合しているものとみなすものとする。 [(2)～(7) 略] [4・5 略] [第 22～第 26 略]</p>	<p>別紙 1 （第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 [第 1～第 20 同左] 第 21 実験試験局 実験試験局（船舶レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。） [1・2 同左] 3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。ただし、27MHz 帯簡易無線局の電波と同一周波数の電波を使用するものについては設備規則に規定する 26MHz 及び 27MHz 帯簡易無線局の条件に適合し、ラジオ・ブイ及びラジオ・ブイを制御するものについては、第 11 の条件に適合するものであること。 (1) 検定合格機器は、<u>当該検定の項目の範囲内</u>においてこの達に定める基準に適合しているものとみなすものとする。 [(2)～(7) 同左] [4・5 同左] [第 22～第 26 同左]</p>

附 則

この訓令は、令和 2 年 月 日から施行する。